

(新2号・新3号(法第30条の4第2号・第3号)認定用)

以下のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。なお、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の利用に当たっては、預かり保育事業(※1)も併せて利用します。※1預かり保育事業には、幼稚園等が実施する預かり保育事業のほか、預かり保育事業が①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

- 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第30条の3において準用する法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な世帯情報や課税情報等の文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。また、盛岡市幼稚園等副食費補足給付金の支給事保有する学齢簿等を市が閲覧及び調査することがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定、施設等利用費の支給及び盛岡市幼稚園等副食費補足給付金の支給に提供することがあります。
- 法第30条の11の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援法第16条第1項第2号に規定する施設等利用費の支給を受ける者(以下「受給者」という。)に支給されます。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、法第30条第1項第2号に規定する施設等利用費の支給を受ける者(以下「受給者」という。)に支給されます。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

申請はできません。

1 申請保護者及び申請子ども

申請子どもと同居している家族を全員記載して下さい。（住民票上の世帯が別であっても、生計を同一にしている方については記入して下さい。）

※ 個人番号は、「裏面4で新3号認定を希望する場合」に限って、父母及び生計の中心者について記入して下さい。

ここでの個人番号の記入は3号認定の申請を行う場合のみです。

施設(事業)の利用開始(予定)日を記入してください。
年度当初の入所の場合は、4月1日としてください。

※裏面も必ずご記入ください。

4 申請する認定の種別

新2号が取得できるのは3歳児クラスの子どもからとなります。

認定 種別	☒ 【新2号】申請子どもは、認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している。										
	☐ 【新3号】世帯は住民税非課税世帯であり、申請子どもは認定希望日時時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある。										
	<table><tr><td>認定希望日の 前年1月1日現在の住所</td><td>(母親)</td><td>☐ 現住所と同じ</td><td>(父親)</td><td>☐ 現住所と同じ</td></tr><tr><td>認定希望日の 前々年1月1日現在の住所</td><td>(母親)</td><td colspan="3"></td></tr></table>	認定希望日の 前年1月1日現在の住所	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ	認定希望日の 前々年1月1日現在の住所	(母親)			
	認定希望日の 前年1月1日現在の住所	(母親)	☐ 現住所と同じ	(父親)	☐ 現住所と同じ						
認定希望日の 前々年1月1日現在の住所	(母親)										
0歳児から2歳児(満3歳を迎えた次の4月1日まで)のお子さんは無償化の対象外ですが、市民税非課税世帯に該当する場合は3号認定での申請が可能です。											

5 保育を必要とする事由

「保育の必要性の事由」について、区分に応じて記載してください。
複数の事由が該当する場合でも、記入するのは主な区分のみで構いません。

母の状況			
☐ 就労	就労の形態	☐ 外勤・内職	(月48時間以上の就労が必要です。)
☒ 妊娠出産	予定日	令和 8 年 5 月 20 日	母子健康手帳の表紙 及び 出産予定日のページの写し
☐ 疾病・障がい等	疾病, 障がい名		身体障害1〜2級、精神障害1級、 療育手帳 A、介護保険 要介護4〜5、 特別児童扶養手当1級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し
	手帳交付	☐ 有 ☐ 無	
☐ 介護, 看護	被介護者名	(申請子どもとの続柄:)	上記以外 ↓ 診断書(市指定様式)
	傷病, 障がい名		
	受診等の状況	☐ 入院 ☐ 通院 (月・週 回) ☐ 通所 (月・週 回)	
☐ 求職活動等	活動の状況		不要(後日改めて書類提出を求めることがあります。)
☐ 就学	就学先		在学証明書(専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表)
	期間	令和 年 月 日まで	
☐ 災害復旧	災害の状況		子育てあんしん課へお問い合わせください。
☐ その他	保育を行うことが困難と認められる内容		育児休業中の継続利用の場合は、 復職予定日が記載された就労証明書 (その他は市へお問い合わせください。)

父の状況			提出時に必要な添付書類
☒ 就労	就労の形態	☒ 外勤・内職 ☐ 自営・農業	就労証明書(市指定様式) (月48時間以上の就労が必要です。)
☐	申請には、右欄「提出時に必要な添付書類」に記載の保育の必要とする事由が確認できる書類(保護者の就労証明書など)の添付が必要です。		身体障害1〜2級、精神障害1級、 療育手帳 A、介護保険 要介護4〜5、 特別児童扶養手当1級 ↓ 障害者手帳、介護保険被保険者証等の写し 上記以外 ↓ 診断書(市指定様式)
☐	申請子どものきょうだいの手続きなどで既に市へ就労証明書等が提出されており、申請子どもの施設(事業)の開始以降の保護者の状況を確認できるものである場合に限って、添付を省略しても差し支えありません。		
☐	その場合は、きょうだいの氏名・生年月日・市や園へのおおよその提出時期を記載してください。		不要(後日改めて書類提出を求めることがあります。)
☐	【例】		在学証明書(専門学校、職業訓練校の場合は、在学証明書、受講決定通知書、時間割表)
☐	下の子どもが保育園に入園したため、その手続きで雇用期間が令和6年2月末までの就労証明書を市へ提出したが、申請子どもが令和6年4月から幼稚園を利用する予定の場合		子育てあんしん課へお問い合わせください。
☐	→提出いただいている就労証明書では、申請子どもが施設を利用する令和6年4月以降の就労の状況が確認できませんので、改めて就労証明書等を提出いただくこととなります。		育児休業中の継続利用の場合は、 復職予定日が記載された就労証明書 (その他は市へお問い合わせください。)

6 提出時に必要な添付書類

☐ 上記の保育を必要とする事由を確認できる書類 …… 父・母それぞれ1部ずつ御用意ください。

⇒ 次に該当する方はこの申請書への添付は不要です。

申請子どものきょうだいが市内の保育施設に入所しているなど

※ 提出されている書類は、申請子どもが施設の利用を開始した
当該きょうだいの氏名、生年月日、市(園)へのおおむね

申請子どものきょうだいなどについて、直近で市(園)へ就労証明書を提出済み
の場合は申請書への添付は不要となります。この場合はその
きょうだいの氏名、生年月日等を記載してください。

当該子どもの氏名	生年月日	提出時期	年 月 日頃
----------	------	------	--------

☐ 申請保護者のマイナンバーカード(表面と裏面の両方)の写し …… 申請保護者分のみ
表面1で記載した申請保護者のマイナンバーが確認できる書類が必要です。

給付を受けるためには事前申請が原則となります。
就労証明書等の準備に時間を要する場合は、
先に申請書及びマイナンバー確認書類のみを提出してください。

ア 個人番号が記載された住民票の写し

イ 住民票記載事項証明書の写し

ウ マイナンバー通知カードの写し(両面)

→ マイナンバー通知カードについては記載事項に変更が
または令和2年5月25日までに変更手続がとられてい

盛岡市公式ホームページでも
詳しい認定の手続きや様式を
掲載しています。



職員記入欄 ※申請者は記入不要です。	収受	月 日 確認	月 日 入力	月 日 備考
-----------------------	----	--------	--------	--------